

地域密着型サービス

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホーム川口結いの家運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人碧晴会が開設するグループホーム川口結いの家（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従事者（以下「従事者」という。）が、要介護者又は、要支援2にあつて、なおかつ認知症の状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者は、要介護者等について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム川口結いの家
- 二 所在地 碧南市川口町1丁目178-1

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職種内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（介護従事者と兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務内容に関する管理を一元的に行う。
- 二 計画作成担当者 1名（介護従事者と兼務）
計画作成担当者は、それぞれの入居者の状況に応じた介護計画を作成する。
- 三 介護従事者 6名以上
介護従事者は、介護の提供に当たる。

(利用に対しての要件)

第5条 事業所を利用するにあたり、以下の要件をすべて満たすものとする。

- 一 要支援2又は、要介護1から要介護5のいずれかの認定を受けている
- 二 認知症の状態にあり、医師より認知症と診断を受けている
- 三 碧南市に3カ月以上住民登録されており、保険者が碧南市である

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は9名とする。

(認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入居者の心身の状況に応じた介護
- 二 夜間における排泄誘導等の支援、その他睡眠確保の為の支援
- 三 食事その他の家事等（入居者と共同で行うよう努めるものとする。）
- 四 入居者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 五 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等
- 六 通所介護又は通所リハビリテーションの活用
- 七 家族・地域との交流活動の支援
- 八 その他入居者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、本人様の介護保険負担割合証による負担割合の額とする。

2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを入居者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 一 食材料費 一日 1,120 円
- 二 居室代 一日 1,580 円
- 三 水光熱費 一日 1,020 円
- 四 事務費 一日 50 円
- 五 理美容代 実費
- 六 おむつ代及びその他指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜の提供のうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、その入居者に負担させることが適当であると認められるもの。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 入居者は指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 入居に際しては、主治の医師の診断書を提出すること。
- 二 ホームの清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のためにホームに協力すること。
- 三 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- 四 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。

- 五 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- 六 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵してはならない。
- 七 ホームの秩序、風紀を乱し、安全衛生を害してはならない。
- 八 故意にホームもしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出してはならない。
- 九 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第9条 従事者は常に災害事故防止と入居者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立てるものとし、計画に基づき、毎年2回以上の避難及び救出その他必要な訓練を行う。(内1回以上は夜間を想定して行う。)

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、介護従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 直近の新人研修
- 二 継続研修 年1回以上
- 2 従事者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後のにおいてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- 6 事業所は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 7 事業所は、サービス提供中に、従事者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 8 指定基準において、ケアの質の向上や地域に開かれた事業運営を確保する為、入居者の家族、地域の関係者等を含めた運営推進会議を定期的を開催するものとする。
- 9 毎年、年1回の第三者評価機関による外部評価を受けその結果を公表しケアの質の向上につなげるものとする。

10 この規程に定める事項の外、運営規程に関する重要事項は社会福祉法人碧晴会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(サービスに関する苦情申し立て先及び第三者委員について)

事業所は、事業所が提供する介護サービスについて、利用者や利用者の後見人、利用者の家族代表者からの疑問や苦情に対しての苦情受付窓口を設け、問い合わせを受けるものとする。

グループホーム 川口結いの家	窓口担当者 生田 幸童 ご利用方法 電話 (0566) 46-5217 FAX (0566) 46-5261
碧南市役所	窓口担当 高齢介護課 介護保険係 受付時間 平日 午前8:30~午後5:15 ご利用方法 電話 (0566) 95-9889 (直通) FAX (0566) 46-5510
愛知県国民健康 保険団体連合会	窓口担当 介護福祉課内 苦情相談室 受付時間 平日 午前9:00~午後5:00 ご利用方法 電話 (052) 971-4165 FAX (052) 962-8870
第三者委員	鈴木 公子 電話 (090) 4796-5675 柴田 和子 電話 (090) 4262-4848

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成17年11月1日改正、平成17年12月1日改正、平成18年4月1日改正、
平成18年6月1日改正、平成18年7月1日改正、平成18年9月1日改正、
平成19年5月1日改正、平成21年4月1日改正、平成22年10月1日改正、
平成23年4月1日改正、平成23年8月1日改正、平成23年12月1日改正、
平成24年1月8日改正、平成24年4月1日改正、平成26年4月1日改正
平成26年10月1日改正、平成27年3月1日改正、令和元年10月1日改正
令和2年1月1日改正、令和2年3月1日改正、令和4年5月1日改正
令和4年11月1日改正